



## 組合会計における積立金の種類

### Question

当組合の定款で、「積み立てるものとする」と記載されている積立金と繰越金がありますが、今期は利益が少なくなる見込みであることから、来期での積み立てが難しそうです。積立金の積み立ては、どんな場合でも行う必要がありますか？

また、積立金と繰越金の種類はどうなっているのでしょうか？

### Answer

組合における積立金及び繰越金は、利益準備金と組合積立金、教育情報費用繰越金であると組合会計基準で定められています。法律では利益準備金が法定利益準備金、教育情報費用繰越金が法定繰越金と記載されていますが意味は同じです。積立金・繰越金については、貴組合の定款と出資総額を踏まえて、来期の積み立て及び繰り越しが必要かどうかを判断いただく必要があります。

利益準備金の積み立ては、中小企業等協同組合法（以下、中協法）第58条1～3号並びに中小企業団体の組織に関する法律（以下、団体法）第5条の23の3号及び第47条2号（出資商工組合・出資商工組合連合会のみ）で規定されていて、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額）の10分の1（共済事業を行う組合は5分の1）以上を積み立てることが義務付けられています。出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでの積み立ては義務なので、利益が少ない場合でも、当期純利益金額の10分の1は必ず積み立てなければなりません。

組合積立金はその組合独自に積み立てるものであり、特別積立金と〇〇周年記念事業積立金などの積立金に分類されます。

特別積立金は中協法・団体法で定められ

たものではなく、定款で規定された、損失の填補に充てることを主な目的とした積立金です。出資総額まで積み立てることとされている組合が多いと思います。積立額が定款で定めた額未満であれば、利益が少なくても積み立てなければなりません。特別積立金は、損失填補した後の特別積立金の残額が出資総額より多い場合に限り、取り崩すことが可能です。損失填補以外の目的で特別積立金を取り崩すケースは、費用による支出が配当による支出のいずれかが考えられますが、主な目的とは異なりますので総会の承認が必要です。

〇〇周年記念事業積立金などの積立金は法律及び定款の定めによらず、積み立ては総会の承認があれば組合が任意で行え、積み立てしないことも可能です。

教育情報費用繰越金は、中協法第58条4号で規定されていて、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すことが義務付けられています。この義務の対象となる組合の種類は、事業協同組合及び事業協同小組合、事業協同組合連合会です。この繰越金は教育情報事業への支出に備えることのみを目的としたものであり、他に流用することができません。繰り越した場合、貸借対照表では純資産の部の利益剰余金に表示します。